

令和4年度第3回霧島市男女共同参画審議会会議要旨

開催日時	令和5年1月18日（金） 13:30～16:00		
開催場所	霧島市国分公民館3階 中会議室		
出席委員	高木 治邦、宇治 健太郎、恵 正幸、立山 早美、日高 嘉子、池田 裕子、中村 初美、岩橋 恵子、山口 眞理、最勝寺 妙、大村 祥恵（11名）		
事務局	本村市民環境部長、鮫島市民課長、福永主幹兼人権・男女共同参画グループ長		
公開・一部非公開又は非公開の別	公開	傍聴人数	1人
議事			
1 諮問			
2 説明及び協議事項			
(1) 第3次霧島市男女共同参画計画（案）について			
審議結果等の概要			
1 諮問			
市長（代理：本村市民福祉部長）から審議会会長へ諮問書を手渡す。			
2 説明事項			
第3次霧島市男女共同参画計画（案）について			
事務局が資料1～3に沿って説明。委員からの主な意見並びに事務局の回答は次のとおり。			
<p>㊦計画策定の趣旨の中に「新型コロナウイルス感染症により、パートタイム就労していた女性の就労が減り～」とあるが、経済的困窮は非正規労働者においては男性にも及んでいることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症により経済活動が低下し、中でもパートタイム就労の女性の収入減少で生活が困難になったほか～」というような表現に変更した方がいいのではないか。</p> <p>㊧（追加意見）この新型コロナウイルス感染症によって、女性の就労のありかたの脆弱性が露呈した、就労のあり方の構造そのものが非常にいびつな形であったということが明確になったと考えている。</p> <p>→国御意見を踏まえ、表現を追加・修正したい。</p> <p>㊨重点課題3、施策の方向(2)各種ハラスメントの防止の中で、具体的施策⑤にハラスメント防止の取組がある。この説明の「マタニティ・ハラスメント」の次に「パタニティ・ハラスメント」を追加し、注釈も付けてほしい。男性の育児休暇取得や育児参加への障壁となっている言葉を可視化し、意識づけるためである。</p> <p>㊩（追加意見）最近の父親は育休を取得する流れにある中で、それが職場で理解されているかといふとなかなか進んでいないと感じる場面もある中で、パタニティ・ハラスメントをうたっていくと、男性側のメンタルヘルスや、男性育休が女性を支えるといった観点からも、是非文言を挿入してほしい。</p> <p>→国御意見を踏まえ、表現を追加・修正したい。</p> <p>㊪重点課題3、施策の方向(6)ワークライフバランスの中で、具体的施策②に「男性の意識改革と～」とあるが、具体的取組には事業者が入っていること、また男性だけでなく職</p>			

場での意識改革が必須のため、「事業者及び男性の意識改革と～」と文言を追加してはどうか。

→国御意見を踏まえ、表現を修正したい。

㊦重点課題6、施策の方向(2)の具体的施策⑧に、「ヤングケアラー」について触れてあるが、具体的取組に掲げられていない。167番を「生活困窮者等」として、含みを持たせ、所管課に学校教育課を追加してはどうか。

→国以前関係部署と協議したが、国からの指針等が示されていない現状では、担当課を決めるのは困難。この計画で「ヤングケアラー」の取扱いについて明記しなくても、国から指針が示されたら市として取り組むことになるものとする。

㊦重点課題2、施策の方向(2)の②では、能力開発に重点が置かれ、男女共同参画を趣旨とした学習が入っていないので、例えば具体的施策に「男女共同参画を含む公民館講座の実施」という形にはできないか。

→国重点課題の中に盛り込めるか、担当課と協議する。

㊦重点課題1、施策の方向(2)の広報・啓発で具体的施策①に、「男女共同参画に関する図書等の整備」が挙げられているが、これは教育・学習なので、重点課題2の(2)に移したほうがよいのではないか。

→国担当課と協議・調整する。

㊦前回の審議会で、重点課題5の【現状と課題】の中にあつた「望まない妊娠」を「予期せぬ妊娠」に変更するといった議論をしたが、この表現の変更について調べたところ、平成21年10月に「生活困難を抱える男女に関する検討会」という会議が開かれ、その中で『望まない妊娠』について、10代の中には自分が望んでいるのに社会から望まれない妊娠として位置づけられている場合があるので、『予期せぬ妊娠』から『望まない妊娠』に改めるべき」といった議論がなされている。そのため、第3次計画のこの部分は「予期しない妊娠」と「望まない妊娠」と併記してはどうか。

→国担当課と協議・調整する。